

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー
◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (2件) (建築指導課)	1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	2
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	5
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	7

規 則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第69号

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第569号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡いの町奈呂（奥）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町神谷字土居ノ奥	1901-2
2	〃 〃 〃 字下タクロ石	4148
3	〃 〃 〃 字宮ノ脇	1967地先
4	〃 〃 〃 〃	4160-2
5	〃 〃 〃 〃	1947-5
6	〃 〃 〃 字土居ノ奥	1880

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成4年3月26日建設省告示第844号で指定した風呂ノ谷川砂防指定地を除く。

高知県告示第570号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成29年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市篠原字荒神前1347番2	南国市篠原字荒神丸1317番6	6.04 9.08	119.00
南国市篠原字荒	南国市篠原字荒	6.00	57.00

神丸1292番4	神丸1317番6	6.16	
南国市篠原字荒神丸1292番1	南国市篠原字荒神丸1317番1	6.00	56.00
南国市篠原字荒神丸1288番	南国市篠原字荒神丸1289番4	6.00	65.00
南国市篠原字若宮ノ東1285番2	南国市篠原字荒神丸1317番1	6.00	104.00
南国市篠原字若宮ノ東1284番1	南国市篠原字若宮ノ東1278番4	6.00	109.00
南国市篠原字若宮ノ東1194番8	南国市篠原字若宮ノ東1278番1	6.00	111.00
南国市篠原字若宮ノ東1172番1	南国市篠原字若宮ノ東1284番1	6.00	119.00
南国市篠原字土居941番3	南国市篠原字土居932番3	6.00	99.00
南国市篠原字久留守ノ北1121番	南国市篠原字荒神前1342番2	6.00	126.00
南国市篠原字久留守ノ北1135番1	南国市篠原字久留守ノ北1124番1	6.00	35.00
南国市篠原字久留守ノ北1135番2	南国市篠原字久留守ノ北1121番	6.00	83.00
南国市篠原字久留守ノ北1132番	南国市篠原字久留守ノ北1125番	6.00	59.00
南国市篠原字久留守ノ北1134番1	南国市篠原字又四郎1164番	6.00	91.00

南国市篠原字若宮ノ前868番	南国市篠原字荒神前1353番3	6.00) 6.36	377.00
南国市篠原字神母ノ前959番	南国市篠原字神母ノ前942番1	6.00	35.00
南国市篠原字若宮ノ前868番	南国市篠原字神母ノ前959番	6.00) 9.20	128.00
南国市篠原字若宮ノ前866番3	南国市篠原字若宮ノ前875番3	6.00) 6.98	48.00

高知県告示第571号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成29年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大埴字横枕甲1624番イ2	南国市大埴字並光分甲1244番地先水路	16.00) 17.00	213.00

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（芸西地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年8月4日から同年9月4日まで
- 3 縦覧場所
芸西村役場

4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画地区計画（南国日章工業団地）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月4日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第10号中「、移動に用いる用具等の実証実験」を「の移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」に改める。

別記様式第19号裏面を次のように改める。

(裏)

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない者は、安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 公安委員会の教習を終了している者は、その教習終了書の写し
- 5 解任及び届出事項の変更の場合は、上記添付資料は必要ありません。

(記載上の注意事項等)

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、①の前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

別記様式第19号の2裏面を次のように改める。

(裏)

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が1年に満たない者は、運転免許証の写し（運転経験3年以上の者に限る。）又は副安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 解任及び届出事項の変更の場合は、上記添付資料は必要ありません。

(記載上の注意事項等)

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、①の前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号 (第21条関係)

<p>使用者</p> <p>様</p> <p>高知県公安委員会 印</p> <p>解任命令書</p> <p>道路交通安全法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の解任を命じます。</p>		<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>解任を命ずる安全運転管理者又は副安全運転管理者</p>	<p>氏名</p>	
	<p>生年月日</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>解任の理由</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第16号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成29年8月4日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成29年9月4日（月）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の

資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

関する知識	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であるこ

	要な教習の技能	と。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,100円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第

二種免許等21,700円)

イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,600円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年8月4日

高知県教育委員会事務局 教育次長（総括） 北村 強

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般校務用ノート型パソコン 870台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社四国支店 香川県高松市藤塚町一丁目10番30号
- 5 落札金額
月額 1,095,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成29年5月16日